

News Letter 2024年4月号

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援 業務改善助成金活用しませんか？



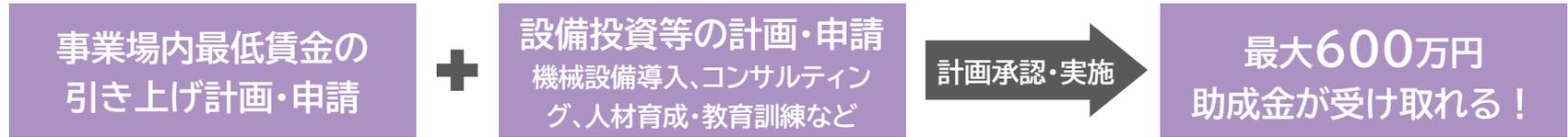
経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 業務改善助成金とは
- 2 制度概要
- 3 令和6年度の変更点
- 4 申請から支給までの流れ
- 5 助成金活用事例

① 業務改善助成金とは

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。



② 制度概要

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。



事業場ごとに申請が必要！

② 制度概要

対象となる設備投資

- 助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none">POSレジシステム導入による在庫管理の短縮リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化



② 制度概要

助成率・助成上限額

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※ ()内は生産性要件を満たした事業場の場合

※ (右図)10人以上の上限額区分は、**特例事業者**が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			事業場規模30人以上の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

② 制度概要

特例事業者とは？

- 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
- 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者



該当事業者は、助成対象経費拡充が受けられ、また一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。



助成対象経費の具体例は「生産性向上のヒント集」もご確認ください▶▶▶



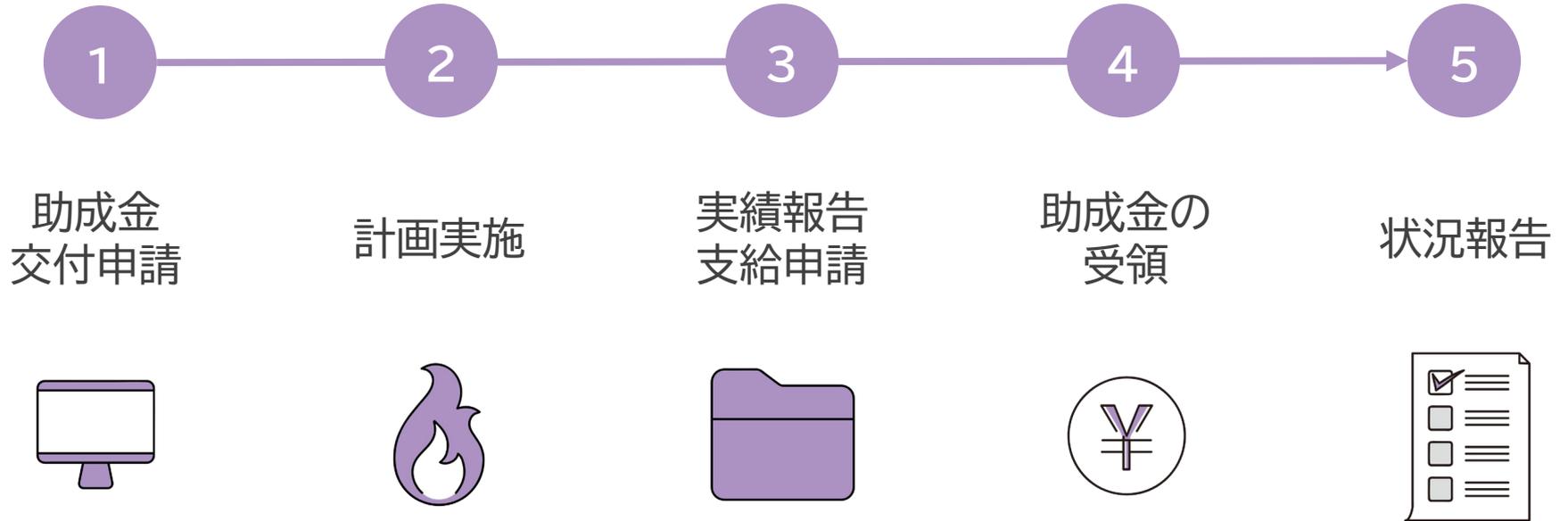
生産性向上のヒント集



③ 令和6年度の変更点

特例事業者要件	コロナの影響を受けた事業者向けの 生産量要件が終了 ※賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続
経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた 「関連する経費」が終了 ※車・PCなどの導入は引き続き実施
事業完了期限	事業完了期限は、 2025年1月31日まで ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により2025年3月31日とできる場合がございます。
申請回数	令和6年度から 同一事業場の申請は年1回まで となります。 ※令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

④ 申請から支給までの流れ



⑤ 助成金活用事例

飲食店

- セルフ式のテーブルオーダーシステムの導入
- 最低賃金を900円から930円に30円アップ



導入費用:100 万円 × 助成率:4/5(80%) = 業務改善助成金 80 万円

過去に助成金を活用した事業者も対象となりますので
検討されている事業者様は厚生労働省HPで詳細をご確認ください！



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼